

平成29年雇第16号

## 主 文

本件再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第8条の規定による確認請求をしたところ、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けでこれを受理しない旨の処分をしたこと及び同月〇日付けの雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）の離職者押印欄に事業主に捺印させる旨の処分をしたことから、請求人がこれらの処分を不服として取消しを求める事案である。

請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第2 請求人の主張の要旨

（略）

### 第3 理 由

- 1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。法第69条第1項においては、第9条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第10条の4第1項若しくは第2項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する雇用保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、雇用保険審査官により審査請求が適法要件

を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

- 2 請求人は、本件審査請求において、法第8条の規定による確認請求を受理しない旨の処分及び離職証明書に事業主に捺印させる旨の処分の取消しを求めているが、法第69条第1項によれば、審査請求をすることのできる対象は、前記法第9条の規定による確認等に限られるものであり、上記請求内容はその対象とはなり得ないものというべきである。

したがって、本件審査請求は、取消対象となるべき審判の対象を欠く不適法なものであり、その欠陥を補正することができないことは明らかであるから、本件審査請求を却下した審査官の決定は妥当なものである。

- 3 なお、一件記録によると、請求人は労働契約が終了していない旨を主張していることから、法第9条の規定による雇用保険の被保険者でなくなったことの確認処分（以下「資格喪失確認処分」という。）の取消しを求めているものとも解される。しかし、仮に審査請求の趣旨がそうであったとしても、請求人の資格喪失確認処分は平成〇年〇月〇日付けであり、請求人が審査請求をしたのは平成〇年〇月〇日付けであることから、法定の請求期間（審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）を経過した後にされた審査請求であり、労審法第8条第1項の規定により不適法なものとなる。
- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く本件審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって、主文のとおり裁決する。